



医療制度が変わります



健康保険法などの改正によって、10月1日から医療費の自己負担割合などが次のとおり変わりますので、お間違いのないようご注意ください。

70歳未満の方

●高額療養費の自己負担限度額が変わります

医療機関で医療を受け、その支払った医療費が1か月に表の限度額を超えた場合は、申請するとその超えた分の払い戻しを受けることができます。

今回の改正で、70歳未満の方は下表のように自己負担限度額が一部引き上げられました。

自己負担限度額(月額)

平成18年9月30日まで		
	3回目まで	4回目以降 ^{※2}
一般	72,300円+ 医療費が241,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	40,200円
上位所得者 ^{※1}	139,800円+ 医療費が466,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	77,700円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円



平成18年10月1日から		
	3回目まで	4回目以降 ^{※2}
一般	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	44,400円
上位所得者 ^{※1}	150,000円+ 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 上位所得者…基礎控除後の総所得金額などが600万円(9月30日までは670万円)を超える世帯

※2 4回目以降…過去12か月以内に同じ世帯で4回以上あった場合の4回目以降の限度額

●人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額が変わります

人工透析を要する上位所得者は、自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられました。

●出産育児一時金が変わります

被保険者が出産したときに受けられる出産育児一時金の支給額を、1児につき30万円から35万円に引き上げました。

世帯内の判定の対象者の人数	平成17年中の総収入額 (同一世帯内の判定の対象者の収入合計額)	自己負担の割合	自己負担限度額
1人	383万円未満	1割負担	一般適用
	383万円以上484万円未満	3割負担	
2人以上	520万円未満	1割負担	
	520万円以上621万円未満	3割負担	

70歳以上の方

●自己負担割合が変わります(2割→3割)

国民健康保険高齢受給者・老人保健医療受給者で、医療機関に支払う自己負担割合が2割の方は、3割の負担となります。

●高額療養費の自己負担限度額が変わります

医療機関で医療を受け、その支払った医療費が1か月に表の限度額を超えた場合は、申請するとその超えた分の払い戻しを受けることができます。ただし、老人保健の方は一度申請されると、以後の申請は不要です。

70歳以上の方または老人保健で医療を受ける方は下表のように自己負担限度額が一部引き上げられました。

自己負担限度額(月額)

平成18年9月30日まで			
	自己負担割合	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一般	1割	12,000円	40,200円
現役並み所得者	2割	40,200円	72,300円+ 医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 (4回目以降の場合は40,200円)
低所得Ⅱ ^{※3}	1割	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ ^{※4}	1割		15,000円



平成18年10月1日から			
	自己負担割合	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一般	1割	12,000円	44,400円
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 (4回目以降の場合は44,400円)
低所得Ⅱ ^{※3}	1割	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ ^{※4}	1割		15,000円

●負担区分の判定

1割 判定対象者全員が住民税課税所得145万円未満の世帯

3割 判定対象者の中に住民税課税所得145万円以上の方を含む世帯

ただし、左下表(✓)の要件に該当する場合は、申請すると自己負担の割合と自己負担限度額が下がります(申請月の翌月から適用)。

※判定の対象者

国民健康保険高齢受給者の場合は、同じ世帯に属する70歳以上の方(70歳未満の老人保健医療受給者も含む)で、向日市国民健康保険に加入されている方。

老人保健医療受給者の場合は、同じ世帯に属する70歳以上の方(70歳未満の老人保健医療受給者も含む)すべてを含みます。

※3 低所得Ⅱ…住民税非課税世帯に属する方

※4 低所得Ⅰ…住民税非課税世帯で、世帯員の所得が必要経費・控除を差し引くと0円になる方

※ 低所得Ⅰ・Ⅱの方は、入院されるときに「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、国民健康保険は保険年金課に、老人保健は健康推進課に申請してください。

お問い合わせ (国民健康保険対象の方) 保険年金課 保険係 (内線214,216)
(老人保健対象の方) 健康推進課 医療係 (内線334)